

# 令和8年度 厚生委員会行政視察報告書

厚生委員会  
委員長 金岡 貴裕

## 1 視察期間

令和8年7月6日（月）から7月8日（水）まで

## 2 視察先及び視察事項

（1）7月6日（月）明石市

「こどもの養育費立替支援事業について」

「こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について」

（2）7月7日（火）福岡市

「福岡市認知症フレンドリーセンターについて」

（3）7月8日（水）地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター

「へき地医療の取組（D t o P w i t h N）について」

## 3 視察参加委員

|      |    |    |
|------|----|----|
| 委員長  | 金岡 | 貴裕 |
| 副委員長 | 豊岡 | 達郎 |
| 委 員  | 木地 | 智美 |
| //   | 細川 | 博徳 |
| //   | 野上 | 明人 |
| //   | 押田 | 大祐 |
| //   | 江西 | 照康 |
| //   | 橋本 | 雅雄 |
| //   | 村石 | 篤  |
| //   | 高田 | 重信 |

## 4 同行職員

|           |    |                    |
|-----------|----|--------------------|
| こども家庭部長   | 関谷 | 雄一（明石市同行）          |
| 病院事業局管理部長 | 堀田 | 英樹（山口県立総合医療センター同行） |

## 5 随員職員

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 議事調査課副主幹 | 広瀬 | 杏奈 |
| 議事調査課主任  | 北森 | 俊成 |

## 6 視察概要

**7月6日（月）明石市**

人口30万7千人／世帯数13万7千世帯／面積49.41km<sup>2</sup>

（令和8年4月1日時点）

### （1）視察事項

- ・ こどもの養育費立替支援事業について
- ・ こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について

### （2）視察の目的

厚生労働省の令和3年度全国ひとり親世帯等調査によると、現在も養育費を受けているとされる母子家庭は28.1%（父子家庭は8.7%）にとどまっており、逆に養育費を受けたことがないとされる母子家庭は56.9%（父子家庭は85.9%）にも上っている。実に半数以上が養育費を受け取っておらず、子どもが十分な食事を取れないなど、厳しい状況にさらされている。

このような状況の中で、明石市は、市が単独で養育費を公的に立て替えて回収する全国初の制度を新設したほか、裁判所や公証役場で養育費の取決めをする際にかかる費用の補助を行っている。

そのほかにも、食を通じた、全ての子どもの居場所、気づきの地域拠点、多世代交流の場として、「あかし版こども食堂」の活動が広がっていくよう、運営者の方々を支援しており、「こどもを核としたまちづくり」を掲げる明石市の先進的な取組を視察するものである。

### （3）取組の概要

こどもの養育費立替支援事業は、1つに、子どもが明石市に住んでいる、2つに、調停調書や公正証書などの公的な取決めをしている、3つに、前月分の養育費を受け取れていない方を対象に、市が養育費の支払い義務者に働きかけ、養育費が支払われない場合、子ども1人当たり月額5万円を上限に市が3か月分の養育費を立て替える制度である。

市が養育費を立て替えることで、子どもの手元に養育費が届くだけではなく、市が支払い義務者に働きかけることによって、立替え前に支払い義務者が任意に養育費を支払ったケースもある。利用者からは、行政が間に入ってくれたおかげで、養育費がちゃんと支払われるようになったとの声が聞かれたとのことであった。

こどもの居場所づくり事業（こども食堂）は、「あかし版こども食堂」を運営する事業者を支援する取組である。

「あかし版こども食堂」は、貧困、孤食対策に限らず、全ての子どもを対象にしており、誰でも気軽に利用できることが特徴であり、子どもたちが1人でも家から歩いて行けるように市内全28小学校区に設置されている。また、食事だけでなく、遊びや学習などを通じて、友達や地域の方と年代を超えたコミュニケーションが取れる居場所となっているほか、子どもたちの小さな変化や、子どもたちが感じる不安、心配事を早期に把握し、必要な支援につなげる地域の気づきの拠点としての役割も担っている。

#### (4) 所感

〔金岡委員長〕

「こどもを核としたまちづくり」という理念の下、子育て支援と子どもの権利保障を市政の中心に据えた取組について視察した。特に印象的だったのは、子どもや家庭が抱える複合的な課題に対し、福祉、教育、医療、司法などが連携して支援する体制を構築していたことである。市長の強いリーダーシップの下、弁護士資格を有する職員を多数採用し、法的な視点を行政運営に取り入れている点は全国的に見ても先進的であり、虐待や養育、貧困など複雑化する課題に対して迅速かつ適切に対応する姿勢がうかがえた。

また、子ども食堂については、単なる食事を提供する場所ではなく、地域住民やボランティア、関係機関が緩やかにつながる地域の居場所として位置づけられており、行政が地域活動を支えながら孤立防止や見守りにつなげている点は大変参考になった。

子育て施策は単独では効果を発揮しにくく、相談体制や権利擁護、地域との連携まで含めて一体的に進めることが重要であることを改めて認識した。本市においても、既存事業の充実だけでなく、関係機関と情報を共有し、切れ目ない支援ができる体制づくりをさらに進める必要性を感じた。

〔豊岡副委員長〕

こどもの養育費立替支援事業について、明石市は、法的な取決めがあるにも関わらず養育費を支払ってもらえない場合に、市が養育費を立て替えるなどの支援をしており、子どもの負担が軽減されるなどの効果が出ている。また、離婚後の親子に寄り添うワークショップを開催し、不安を感じる子どもへの対応方法を専門家から学べる取組は効果のある施策だと思われる。

「こどもを核としたまちづくり」を進める中で、課題を解決する取組を積極的に行っており、行政や地域、市民みんなで子どもを支援する地域社会はよいと思った。

こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について、子ども食堂は食事を提供するだけでなく、子どもたちがコミュニケーションを取れる居場所としての機能を持つことが大切である。食事を通じたコミュニケーションは、地域のつながりや結束が希薄化している現代社会に必要で、有効な取組である。本市でもその趣旨をよく理解して、子どもを支援する事業をより積極的に実施できるよう働きかけたい。

〔木地委員〕

こどもの養育費立替支援事業について、明石市では、子どもの立場に立つことを基本理念に、養育費立替支援や公正証書作成支援、親子交流支援などが行われている。泉元市長が弁護士時代に経験した、離婚によって子どもの声が置き去りになっているという実態から、子どもの最善の利益を第一に考えて、子どもの利益を守るために行政が積極的に関与する姿勢が印象的であった。

養育費については、3か月分、子ども1人当たり月額5万円を上限に立て替えているが、支払義務者からの回収率は約30%と低く、問題を全て解決するものではないという難しさもある。しかし、何よりも子どもの権利を中心に据えた支援体制について、その理念や考え方を本市にもぜひ取り入れていきたいと感じた。

こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について、明石市は、市内全28小学校区に子ども食堂を設置し、現在は55か所まで拡大している。地域住民や企業、学校、大学などが連携し、食事の提供に加え、学習支援や遊びの場づくりなど、地域の特色を生

かした活動が行われていた。子ども食堂を、食事を提供する場ではなく、地域の見守りや気づきの拠点として位置づけ、子どもの変化を早期に把握し、必要に応じて専門機関へつなぐ仕組みが構築されていた。本市においても、地域における子どもの居場所づくりや、多くの大人の目が一人一人の子どもに届く見守りの仕組みづくり、さらに地域の支援を支える仕組みの充実が必要であると感じた。

#### 〔細川委員〕

こどもの養育費立替支援事業について、明石市は、独り親家庭の生活の安定と子どもの権利の保障を目的として、養育費立替支援を中心に、公正証書の作成費用の補助、保証会社の利用費用の補助、離婚前相談、生活支援、就労支援を総合的に実施している。

特に、相談員による伴走支援を通じ、支援を必要とする家庭を早期に把握し、孤立を防ぐ体制が整えられている点は大変参考となった。本市においても、子どもの利益を最優先に、関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援を進める必要性を認識した。

こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について、明石市は、子ども食堂を貧困対策だけではなく、食事の提供を通じた子どもの居場所づくり、見守り、地域交流の拠点として位置づけており、前市長の強いリーダーシップがあり、市内全小学校区に子ども食堂を開設してきた。

また、子ども食堂の開設、運営に係る費用の補助だけではなく、企業・団体と連携し、子ども食堂の運営や場所の提供などを行い、さらには、学校、地域、社会福祉協議会等と協力し、継続的な運営体制を構築しており、本市における地域支援の在り方のヒントを得た。

#### 〔野上委員〕

こどもの養育費立替支援事業について、離婚後に子どもの養育費を支払わない親の問題は、明石市に限らず全国共通だと思うが、公正証書の作成支援、養育費の立替え、差押手続費用の補助を行っている自治体は明石市のほかにもあるのだろうか。また、弁護士資格を有する市職員も複数名在籍していることから、市民に分かりづらい法的な作業や養育費を支払わない無責任な親にも対処できるのだと思われる。

こどもの養育費立替支援事業については、毎年10件程度の立替え実績があり、予算も少額であることから、本市でもすぐに取り組むべきだと感じた。

こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について、明石市は、こども財団を設立し、子ども食堂の運営支援のほか、放課後児童クラブの運営、児童虐待防止に関する高度で専門的な研修などを実施している。また、全ての子どもたちをまちのみんなで支えることを理念として、行政、地域、市民、企業の協力の下に事業を実施している。

市内55か所に開設されている子ども食堂は、単なる食事の提供の場にとどまらず、みんなで調理したり、季節行事を開催するなど、高齢者や障害者との交流の機会なども提供しており、虐待やヤングケアラーなどを早期に発見する地域の気づきの拠点としても機能している。

こどもの養育費立替支援事業及びこどもの居場所づくり事業は、前市長の理念を実現するために実施された事業である。関西のベッドタウンとして発展してきた明石市の人口は13年連続増加しており、住みやすい中核市の1つの理想形だと思えた。

〔押田委員〕

明石市は、「すべての子どもたちをまちのみんなで支える」という理念の下、独り親家庭支援と子どもの居場所づくりを一体的に推進している点が大変印象的であった。

養育費確保支援は、単なる経済的な支援にとどまらず、公正証書作成支援や離婚前相談など、継続的な伴走支援を組み合わせることで、独り親家庭の生活基盤を支える仕組みとなっていた。

また、子ども食堂についても、貧困対策ではなく地域の居場所と位置づけ、市内全小学校区に開設し、行政、学校、社会福祉協議会、地域住民、企業が連携する体制が構築されていたことは大きな学びであった。

本市においても、子どもの貧困や孤立、不登校など、複雑化する課題に対応するためには、制度ごとの支援ではなく、相談や生活、就労、居場所づくりを切れ目なく支援する体制づくりが重要である。

また、地域コミュニティの希薄化が進む中、子ども食堂を地域福祉や多世代交流の拠点として位置づけ、民間や地域団体との連携をさらに強化していく視点が必要であると感じた。

〔江西委員〕

明石市には名物市長であった泉 房穂氏が、子育て支援を強力に推し進めた仕組みと精神が今も息づいている。その1つが離婚後に養育費を支払わない親に対し、市が代わりに請求する施策である。請求する金額や回数などに制限があることから、根本的な解決には至らないこともあるが、当事者にとって、生活を脅かす孤独な課題に対し、弁護士資格を有する職員が在籍する行政機関が後ろ盾になってくれることは、心に余裕ができるなどの効果があると感じる。この課題は当然、本市でも発生している事案であることから、検討すべき施策である。

〔橋本委員〕

こどもの養育費立替支援事業について、明石市は、両親の離婚によって子どもが不利益を被ることがないように、こどもの養育費立替支援事業など特徴的な施策を実施しているが、うがった見方をすれば離婚を促すことにもならないだろうか。本市での実施に関しては慎重に考えたい。

こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について、明石市は「こどもを核としたまちづくり」を進めるため、こども財団を設立し、組織体制の構築、各担当の役割を明確化することで各事業の取組を強化している。

その1つがこどもの居場所づくり事業であり、市内全28小学校区に開設された子ども食堂を支援している。私自身、子ども食堂は地域のボランティアの方々が任意で立ち上げるものだと考えていたが、明石市ではこども財団が開設、運営を積極的にサポートすることによって、市内全小学校区に子ども食堂が広がっている。

また、企業等の協力や若者の企画力によって、それぞれの子ども食堂が独自の特色を持って運営されているのも面白い。

私は食べることに主眼を置く子ども食堂には否定的な考えを持っているが、明石市のようにプラスアルファの事業による子どもの居場所づくりを進めることは、今後ますます重要になると思っている。

〔村石委員〕

こどもの養育費立替支援事業について、事業の所管部局は政策局市民相談室で、明石市こどもの養育費に関する条例が2023年4月から施行された。本市においても、こどもの養育費に関する条例の制定を検討する必要があると感じた。この事業は、市が養育費を立て替えるだけではなく、両親が養育費について真剣に協議する機会になると感じた。

こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について、明石市は、こどもを核としたまちづくりを掲げ、市内全28小学校区に開設された子ども食堂の運営等を支援している。小学校区ごとに格差が生じないように、市内全小学校区に子ども食堂が開設されていることに驚いた。具体的な支援は、市が出資する公益財団法人こども財団が行っており、行政が直接支援を行っていないことが分かった。

なお、明石市では小学校内の家庭科教室等で子ども食堂を開催していたが、本市では行政財産の目的外使用の許可をもらうことが難しいのではないかと思います。

〔高田委員〕

こどもの養育費立替支援事業について、離婚や別居は個人や家族の問題であり、行政が関わる必要性を感じていなかったが、この施策に関心を持った。泉前市長の強いリーダーシップの下、入念な準備をして、平成26年4月1日に養育支援ネットワークを立ち上げ、子どもの視点に立って離婚に伴う問題への支援を関係機関と連携して進めてきた。その特色として、迅速性、機動性、専門性、斬新性、挑戦性を挙げているが、これらは全ての施策を展開していく上で重要な観点だと認識した。しかし、本市における養育費立替支援事業の導入は、費用対効果を考えると難しいと思われる。

こどもの居場所づくり事業（こども食堂）について、明石市は、「すべての子どもたちをまちのみんなで支える」をコンセプトに、こども財団を設立し、市内全28小学校区で子ども食堂の開設支援等を行っている。その支援体制は細やかに構築され、明石市の子どもたちや保護者の方々にとって、とても満足度の高い施策だと思われる。

本市では、子ども食堂という名称ではなく、地域交流のための食堂として5団体が登録されているだけである。現在の社会情勢の中で、子ども食堂の開設が求められているが、現実には厳しい状況である。本市もこどもまんなか社会の理念を施策の中心に据えていることから、明石市の取組を参考に事業の推進を図っていく必要性を感じた。

**7月7日（火）福岡市**

人口166万5千人／世帯数88万6千世帯／面積343.47km<sup>2</sup>

（令和8年4月1日時点）

## （1）視察事項

- ・福岡市認知症フレンドリーセンターについて

## （2）視察の目的

令和4年度に実施した厚生労働省の調査の推計によると、高齢者の12.3%が認知症であった。また、認知症は決して特別なものではなく、年齢を重ねることで誰もがなる可能性があると考えられている。

認知症の人が今後ますます増加すると見込まれる中で、福岡市は認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指している。令和5年9月に開設した福岡市認知症フレンドリーセンターには、市民だけではなく、医療従事者、企業、海外の方が数多く視察に訪れている。

産学官民のオール福岡で、認知症の人も活躍できるまちを目指している福岡市の先進的な施設や取組を視察し、今後の本市の取組の参考とするものである。

## （3）取組の概要

福岡市は、平成30年から認知症フレンドリーシティ・プロジェクトとして、国の基本的な認知症施策のほか、認知症コミュニケーション・ケア技法であるユマニチュードや、認知症の人にも優しいデザイン、福岡オレンジパートナーズなど、市独自の事業に取り組んできた。

しかし、事業開始から数年が経過し、認知症の人の増加や、市民や企業の認知症に対する認識がまだ追いついていない状況であったことから、認知症の人やその家族、地域、企業の方が気軽に相談、交流できる場の提供や、認知症フレンドリーな製品の開発支援など、産学官民のオール福岡で認知症フレンドリーシティの実現に向けて取り組む拠点として、福岡市認知症フレンドリーセンターを開設した。

福岡市認知症フレンドリーセンターでは、ARを活用した認知症の人の視覚体験を実施したり、認知症の人と企業との協働による製品開発の取組を通して、市民や企業等における認知症に対する正しい理解が深まってきている。

## （4）所感

〔金岡委員長〕

認知症を支える側と支えられる側に分けるのではなく、本人の意思を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指した施策が展開されていたことが印象に残った。医療、介護、地域住民が連携しながら早期に相談できる体制や見守り体制を整備するとともに、認知症への理解を広げる普及・啓発にも力を入れていた。高齢化が進む本市においても、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めるため、多職種連携と地域全体で支える仕組みの充実が重要であると感じた。

〔豊岡副委員長〕

福岡市は平成30年2月に認知症フレンドリーシティ・プロジェクトを発表して、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指している。

福岡市認知症フレンドリーセンターでは、認知症に関する講座の開催や、VRを活用した認知症の人の視覚体験の実施など、市民などに認知症への理解を深めていただく取組を行っており、説明には説得力があった。認知症の人に視認されるには、文字などで示すのではなく、思い切ったデザインを使用することが有効であるということが参考になった。

〔木地委員〕

福岡市は、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指し、認知症の人を支援の対象ではなく、地域の一員であり、働く人、消費者として捉え、商品開発のヒントとし、新たなイノベーションが生まれる仕組みをつくろうとしている。

また、認知症の人と企業が共同で商品開発を行うオレンジパートナーズや、認知症の方にも分かりやすい施設のデザインの導入、コミュニケーション・ケア技法であるユマニチュードの普及など、多面的な取組が実施されていた。

認知症の人に配慮した環境整備は、高齢者だけではなく子どもや外国人にも分かりやすいユニバーサルデザインの導入につながる。多様性のある街に必要な視点であり、本市においても大いに取り入れたいと感じた。

〔細川委員〕

福岡市認知症フレンドリーセンターでは、認知症の人を単に支えられる側として捉えるのではなく、本人の思いや力を生かし、社会参加や就労、企業との共創につなげる取組が進められている。

福岡オレンジ人材バンクやNEXTミーティングなどを通じ、認知症の人が地域や企業と関わりながら役割を持てる仕組みは大変参考となった。あわせて、ユマニチュードの考え方を普及し、認知症の人を尊重する地域づくりを進めている点も印象的であり、行政が認知症に関する理解の促進と連携のための基盤を整える重要性を認識した。

〔野上委員〕

加齢による認知症の発症は広く知られているが、認知症になった後も地域で生活していけるのなら本人にとっては大変うれしいことだと思う。これをどのように実現していくのか、福岡市の取組は参考になる。

初めて聞くユマニチュードとは、あなたのことを大切に思っていますと伝えるための基本技術のことである。認知症の人が尊厳と希望を持って暮らしていけるようにするため、地域や学校でユマニチュードを普及させる取組が行われている。

福岡市認知症フレンドリーセンターでは、認知症の人にとっても理解できるデザインを見学したり、ARを活用して視野狭窄となる疑似体験ができる。また、福岡市では認知症フレンドリーシティを目指して、トイレや通路の配色、ロゴを工夫しているとともに、認知症の人を顧客や働き手として協働する取組が始まっている。

〔押田委員〕

福岡市認知症フレンドリーセンターは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指し、認知症の人の相談支援だけでなく、社会参加や就労支援に取り組んでいる点が特徴的であった。

認知症の人を支援の対象として捉えるのではなく、地域で役割を持ち活躍できる存在

として位置づける考え方は大変参考になった。

本市でも高齢化が進む中、認知症施策は医療、介護中心から地域共生社会の実現へと発展させる必要がある。

本人や家族への相談支援に加え、就労やボランティア活動など社会参加の機会を広げる取組や、地域全体で認知症への理解を深める環境づくりを進めることが重要であると感じた。

#### 〔江西委員〕

福岡市は、2018年に認知症フレンドリーシティプロジェクトとして、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指し、コミュニケーション・ケア技法、ユマニチュードの普及に取り組んでいる。特に、福岡市では加齢からくるデザインの認知に関する研究が進んでおり、還暦を迎える私にとっても共感することが多かった。認知症の人など使う側を意識したデザインの研究は、デザイナーの考えを中心に進められてきたが、行政が行うことは、素晴らしいと感じる。都市としての力の差があるので、本市で研究することは現実的ではないが、情報収集は今後も進めていくべきだと感じた。

#### 〔橋本委員〕

福岡市では認知症施策について学び、ユマニチュードの意味を初めて理解した。ユマニチュードとは、あなたのことを大切に思っていますと伝えるための基本技術であり、見る、話す、触れる、立つの4つの柱からなっている。一見簡単なことに思えるものの、認知症を理解しなければ正しい対応ができない。

今回、認知症についてある程度理解したつもりだが、言うは易し行うは難し。自分の親が認知症になったときに対処できるのだろうか。社会全体で認知症を受け入れられる富山市を目指したい。

#### 〔村石委員〕

福岡市認知症フレンドリーセンターは、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の内容を実践していると感じた。あなたのことを大切に思っていますと伝えるための基本技術であるユマニチュードを、本市で周知する必要があると感じた。

また、認知症の人にも優しいデザインとして、コントラストの工夫や、文字とピクトグラムの併記が重要であると分かったので、本市の公共施設でも取り入れることを求めたい。

認知症の人と企業をつなぎ、認知症の人が活躍することや働くことを支援する仕組みを構築する取組が必要だと感じた。

#### 〔高田委員〕

福岡市認知症フレンドリーセンターでは、最先端の認知症対策について学ぶことができた。認知症の人が日頃見えている景色や状況、認知症の人と対面する時の接し方など、多くの知見を得ることができた。

認知症の人が、今後も増えていくことは確実である。視察で学んだことを多くの富山市民に伝え、認知症の方々との付き合い方や、介護するときの対応等をよく理解している人を増やすべきであることから、本市にも認知症フレンドリーセンターのような施設

を開設することが喫緊の課題だと感じた。

7月8日（水）山口県（山口県立総合医療センター）

人口125万3千人／世帯数58万6千世帯／面積6,112.89km<sup>2</sup>

（令和8年4月1日時点）

### （1）視察事項

- ・へき地医療の取組（D t o P w i t h N）について

### （2）視察の目的

本市の中山間地域や郊外部においては、人口減少と高齢化を背景に、医療機関が少なく公共交通の利便性が低いために、通院負担が大きいという地域課題が深刻化している。こうした中、本市では令和5年度から令和6年度まで大山地域を対象にオンライン診療、服薬指導の実証実験を実施するなど、ICT技術などを活用して、中山間地域や通院困難な高齢者にも医療を提供できる体制の構築を図るための取組を進めている。

オンライン診療は全国で活用されているが、現在注目を浴びているのがD t o P w i t h Nである。D t o P w i t h Nは、主治医が患者とオンライン診療を行う際に、看護師が患者の自宅や施設を訪問し、タブレット端末やスマートフォンなどを用いて主治医の指示を受け、診療の補助を行うものである。

本市においても、D t o P w i t h Nによるオンライン診療を活用できないか検討しており、D t o P w i t h Nの実証実験を行っている山口県（山口県立総合医療センター）の取組を視察し、今後の本市の取組の参考とするものである。

### （3）取組の概要

山口県は、県土の約60%を僻地が占め、そこには人口の約17%である約23万人が暮らしているが、僻地における高齢化は深刻で、僻地の多くの場所で高齢化率が50%を超えている。また、山口県の医師は下関などの地域に偏在し、僻地では若手医師の減少や、診療科の偏在、総合診療医が少ない等が問題となっている。

そのような中、2018年に山口県へき地遠隔医療推進協議会が発足し、厚生労働省科学研究事業として、へき地診療所におけるオンライン診療の導入に取り組むこととなったことから、アメリカでD t o P w i t h Nのオンライン診療の取組を視察し、山口県で実証実験を開始した。

僻地診療所の受診者の多くが高齢者で、難聴や機器の操作に不慣れであることなどの理由から、遠隔医療を実施するにはD t o P w i t h Nによるオンライン診療が適切であるとのことであった。

また、D t o P w i t h Nは、看護師が患者の痛いところに直接触れる等、身体所見を取ることができるなどのメリットがある一方で、地域によっては通信環境が悪いなどの課題があることも実証実験で分かった。しかし、重要なのは、地域の実情に合わせて、対面診療とオンライン診療をどう組み合わせるのかであるとのことであった。

今後、全国的に僻地における高齢化や医師不足の進行が予測されることから、僻地医療を持続的に確保するための手段の1つとして、D t o P w i t h Nをはじめとするオンライン診療の推進が必要となる。

#### (4) 所感

##### 〔金岡委員長〕

印象的だったのは、オンライン診療を目的とするのではなく、地域医療を維持するための1つの手段として位置づけ、医師、看護師、行政、地域住民が一体となって運用している点である。特に看護師が患者と医師をつなぐ重要な役割を担い、オンライン診療を平時から活用することで災害時や医師不在時にも対応できる体制を構築していた。本市においても、中山間地域や在宅医療の充実を図る上で、地域医療DXを活用した持続可能な医療提供体制について検討していく必要性を感じた。

##### 〔豊岡副委員長〕

離島が多い山口県においては、医療サービスを市民へ提供するために、オンライン診療の活用が進んでいる。現在、IT技術や通信技術が進歩しており、山口県では医師不足や人口減少の問題に対処するため、遠隔医療をうまく活用していた。

オンライン診療には様々な形態があるが、D t o P w i t h Nのように患者のそばに看護師がいることは効果がある。地域の特性を踏まえて、看護師を派遣すべきである。

今後、ニーズが増える遠隔医療に積極的に取り組む必要があり、多くの先進的な取組を学ぶことは本市にとって有効である。

##### 〔木地委員〕

山口県は、県土の約60%を占める僻地における医療を確保するため、D t o P w i t h Nをはじめとする遠隔医療を推進している。1人の医師が単独で担うのではなく、複数の医療機関や看護師、薬剤師、専門医が連携し、地域全体を面で支える医療体制を構築していることが特徴であった。

遠隔医療は地域包括ケアを支える手段であり、平時だけでなく感染症流行時にも有効に機能している。本市においても、中山間地域や高齢化が進む地域の医療体制を考える上で、地域全体を面で支える医療の考え方は今後の施策を検討する際に大いに参考になると感じた。

##### 〔細川委員〕

山口県立総合医療センターでは、県内の約6割が僻地に該当するとの地域特性を踏まえ、医療確保のため、看護師が患者宅や地域拠点に赴き、医師が遠隔で診療するD t o P w i t h Nを実施している。診療看護師等が現地で患者の状態を確認したり、機器の操作を支援し、医師、調剤薬局、訪問看護、介護関係者と連携したりする仕組みは、医師不足や通院することが難しい方への有効な対応策である。

また、独立行政法人化したことで、柔軟な人材の確保や機動的な事業運営が可能となっている点も参考となった。

##### 〔野上委員〕

本市とは異なり、人が住んでいる離島が多い山口県では、僻地医療の必要性は格段に高い。人口減少の影響で離島の住民も数百人程度の場所が多く、かつてあった診療所の多くが閉鎖を余儀なくされている。自治医科大学出身の原田センター長のように、使命感に燃える医師や看護師がいてはじめて、僻地医療が成り立っていると感じた。逆に言

えば、そのような医療関係者がいなければ成り立たない。

医師が直接離島に向かうこともあるが、移動に時間がかかることもあり、診療看護師の助力が大きい。今後は薬剤師や保健師、理学療法士など、様々な職種の専門家を加えることで、医師や看護師の負担を軽減するとともに、通信環境や医療機器などを充実させ、遠隔診療体制を維持していくことが必要である。地域住民が住み慣れた場所で長く生活することができるよう、積極的な財政上の補助が欠かせないと感じる。

〔押田委員〕

D t o P w i t h Nは、医師と看護師がICTを活用して遠隔診療を行い、僻地でも継続的な医療を提供する先進的な取組である。

特に、現場にいる看護師が医師と連携しながら診療を支えることで、通院の負担軽減や医療資源不足への対応につながっていることが理解できた。

また、医師会や訪問看護、介護事業者との連携を丁寧に構築してきた点も重要である。本市でも中山間地域や高齢化が進む地域では医療へのアクセスの確保が課題となっている。

ICTを活用した遠隔診療は在宅医療や地域包括ケアとも親和性が高く、交通空白地域対策とも組み合わせながら、持続可能な地域医療体制の構築に向けて検討すべき取組であると感じた。

〔江西委員〕

山口県では僻地医療への対応としてオンライン診療に取り組んでいる。山口県は富山県よりも人口は多いが、離島が多く存在することから、土地として孤立する僻地が富山県以上に存在し、僻地医療に対応するための体制の構築に早くから取り組んでいる。

近い将来、本市でも同様の問題が顕在化すると思われることから、僻地医療のDX化は必要な取組であり、早い段階でも検討すべきである。医療の枠組みについては県行政の分野ではあるが、富山市民病院においても、体制づくりの検討を促していきたい。

〔橋本委員〕

離島が点在する山口県と本市の現状は異なり、本市の地域事情に置き換えて考える必要がある。

超高齢社会における医師不足が懸念される状況下で、オンライン診療は必要不可欠になる。その点において本市も例外ではない。

医師と患者だけがオンラインでつながっても高齢者には不安が募る。D t o P w i t h Nによるオンライン診療では、看護師が患者のそばにいて医師とより正確な情報交換が可能であり、許された医療行為も実施できるため、導入が急がれる。

〔村石委員〕

山口県立総合医療センターは、県土の約60%の僻地を含め、県内全域の医療を40年以上支え続けていることが分かった。

D t o P w i t h Nとは、医師が病院にいて、僻地の患者のそばにいて看護師と連携して診療を行うことである。僻地だけでなく、被災地にいる患者への医療の提供も可能となることから、スターリンクを活用してネットワークに接続し、折りたたみ式ブースで遠隔診療ができる。本市でも災害時における遠隔診療の導入について検討する必

要があると感じた。

〔高田委員〕

山口県立総合医療センターでは、センター長の原田先生の多くの経験から得られた知見が含まれた説明を聞き、僻地医療の取組や、オンライン診療の重要性を認識することができた。

特に印象に残ったのは、診療所の代わりに郵便局を活用し、オンライン診療やオンライン服薬指導を行う取組である。

今後の地域医療におけるD t o Pの可能性については、保健師、薬剤師、栄養士など様々な職種によるw i t hを行うことで、医療費の抑制につながることから、w i t h Nにこだわらず推進していけばよいとの説明に納得した。

富山市民病院においてもオンライン診療に取り組むとのことであるが、取組の進展に期待している。

令和8年7月6日（月）明石市



令和8年7月7日（火）福岡市（福岡市認知症フレンドリーセンター）



令和8年7月8日（水）山口県（山口県立総合医療センター）

